

廃対第278号
平成28年8月19日

関係団体の長 様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長

食品廃棄物の適正処理のための取り組みについて

当県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本年1月に食品廃棄物の不正流通事案が発覚しました。当該事案は、産業廃棄物処理業者が処理委託を受けた産業廃棄物を適正に処理することなく放置や不正に流通させ、さらに、排出事業者には産業廃棄物管理票（マニフェスト）に処理が終了したと虚偽の内容を記載し、報告していたものです。

県では、当該産業廃棄物処理業者への行政処分に加え、産業廃棄物処理業者に対する監視指導を強化しているところです。

一方、処理が行われなかった廃棄物については、愛知県、岐阜県、三重県の倉庫等にそのまま残置された状況があり、当該産業廃棄物処理業者に資力がなく撤去が見込めないことから、排出事業者に対して撤去を要請するなどの対応も行っています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）では、事業活動に伴い生じた廃棄物の処理責任は排出事業者にあることを規定しており、県としては、排出事業者自身の取り組みも重要と考えております。

つきましては、法に定める排出事業者の責務に関して改めて御認識いただくとともに、別添「食品廃棄物の適正処理のために行う排出事業者での取組事項」を参考に、排出事業者として廃棄物の適正処理のための取り組みを積極的に実施いただくよう貴団体構成員に対して御周知願います。

廃棄物対策課 産業廃棄物係			
係長	鈴木	担当	上野
TEL	058-272-8217		
FAX	058-278-2607		

○関係団体

公益社団法人岐阜県食品衛生協会

一般社団法人岐阜県工業会

岐阜県食品産業協会